

令和5年5月10日

学生、教職員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症への今後の対応について（学長メッセージ）

学長（危機対策本部長） 仁科弘重

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5月8日から「5類感染症」に変更され、日常における基本的な感染対策については、政府からの一律の対応要請はなくなり、個人や事業者の判断に委ねられることが基本となりました。また、世界保健機関（WHO）は5月5日、新型コロナウイルス感染症に関する「国際的な公衆衛生上の緊急事態」を終了すると表明しました。

本学では、本日（5月10日）、危機対策本部会議を開催し、これらの変更等に伴う本学の対応について協議し、基本的には、政府や愛媛県の示す方針と合わせ、これまで定めていた感染対策を緩和し、行動制限等を廃止することとしました。

これまで3年以上にわたり、学生・教職員の皆さんの健康と安全を守ることを最優先に、学生生活や教育研究活動・業務と行動制限のバランスを検討しながら、本学の対応方針を定めて、皆さんと新型コロナに向き合って参りましたが、感染防御対策に対する皆さんの日々のご協力によって、繰り返し襲ってくる感染の波をどうにか乗り越えることができました。ありがとうございました。

一方で、新型コロナウイルスに感染された方の中には、長期にわたるコロナ後遺症に苦しんでいる方々も多数いらっしゃいます。したがって、皆さんが健康に学生生活や教育研究活動・業務を行うためには、基本的な感染対策や健康管理をしっかりと続けていくという意識が大切です。換気や手洗い等の基本的な感染対策を励行し、発熱等の体調不良の場合は無理に登学、出勤せず、休養してください。そのうえで、コロナ禍の中で私たちが体験し、学んだことを活かし、これまでできなかったことを再開あるいは挑戦したりして、With コロナの新しいキャンパスライフを作っていきたいと思います。

引き続き、大学運営の正常化や充実した大学生活へのご協力をお願いします。